

死亡届にともなう諸手続きについて

下記に該当する方は、印鑑をご持参のうえ、手続きをお願いいたします。

印鑑登録をしていた方	印鑑登録証をお返してください。
国保に加入していた方	葬祭費が支給されます。亡くなった方の被保険者証と葬祭費振込先の通帳をご持参ください。
国保高齢受給者証 をお持ちの方	受給者証をお返してください。
後期高齢者医療制度 に加入されていた方	葬祭費が支給されます。亡くなった方の被保険者証と葬祭費振込先の通帳（喪主の方名義）をご持参ください。
国民年金加入中の方	納付状況、家族構成により「死亡一時金」「遺族基礎年金」等の請求ができますので、年金手帳又は個人番号のわかるものをご持参のうえ、年金担当までご相談ください。 なお、年金の納付は死亡した月の前月分までとなります。
老齢基礎年金を 受給していた方	死亡した月分までの年金が受けられ、生計同一であった一定範囲内の遺族の方が未支給分を請求できます。年金証書、請求する方名義の通帳及び個人番号のわかるものをご持参のうえ、年金担当までご相談ください。 ※受給していた年金の種類により遺族年金等の請求ができる場合もあります。 ※各種共済年金、年金基金からの年金を受けていた場合は各関係機関へお問い合わせください。
固定資産（土地・家屋） がある場合	税務課にて相続人代表者届を提出してください。（※相続登記や相続税の手続きではありません。） 口座振替納税の場合、口座変更届が必要です。
重度心身障害者、 子ども、ひとり親家 庭・寡婦医療費受給 者証をお持ちの方	受給者証をお返してください。
身体・療育・精神手帳 をお持ちの方	手帳を持参し、返還届を提出してください。 ※精神手帳は保健センターでの手続きとなります。

<その他>世帯構成、年齢、所得等の状況により、ひとり親家庭、寡婦等の医療費助成制度に該当する場合があります。

問い合わせ 野田村役場

〒028-8201 岩手県九戸郡野田村大字野田第20地割14番地

TEL：0194-78-2111（代表）

住民生活課 住民生活班 TEL：0194-78-2928（直通）

保健福祉課 福祉班 TEL：0194-78-2913（直通）／保健班（保健センター内）TEL：0194-75-4321（直通）

税務課税務班 TEL：0194-78-2930（直通）